

平成 21 年 6 月 29 日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19730013
 研究課題名（和文） ドイツ近代刑事法の成立と法学教育 18世紀末から19世紀前半を中心に
 研究課題名（英文） The Formation of the Modern Criminal Law and the Legal Education in Germany, Especially from the End of the 18th Century to the First Half of the 19th Century.

研究代表者 高橋 直人（TAKAHASHI NAOTO）
 立命館大学・法学部・准教授
 研究者番号：50368015

研究成果の概要： 本研究は、18世紀末から19世紀前半のドイツ近代刑事法の成立・発展の過程を当時の大学教育のあり方と関連づけて理解することを試みるものであり、成果は次の三点である。1．刑事法学が大学の講義科目として確立され、充実化されていく過程を明らかにした。2．精神医学・心理学と刑事法との関わりが大学の授業の中にどのように現れているかを明らかにした。3．当時の演習形式の授業の中で刑事法がどう扱われているかを明らかにした。

交付額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	600,000	0	600,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,200,000	180,000	1,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：西洋法史、刑事法学、ドイツ刑事法史、近代刑事法、法学教育、高等教育、大学史

1. 研究開始当初の背景

ドイツ近代刑事法成立史の研究において、これまで最も重要な時代として注目されてきたのが、18世紀末から19世紀前半にあたる時期（特に1790年代以降）である。というのも、啓蒙思想に立脚して開始された18世紀の刑事法改革が明確なかたちで結実し、

今日へと続く近代的な刑事法の基礎が確立されるのが、まさにその頃のことだからである。それゆえ当時のドイツ刑事法の実情を理解することは、ドイツにおいてはもとより、近代ドイツの刑事法から強い影響を受けている日本においても常に重要な研究課題であり続けてきた。その結果、18世紀末から

19世紀前半のドイツにおける刑事法(特に刑事実体法)の理論、その思想的背景および同時代の刑事立法の内容については、先行研究は深化している。

しかし他方で、以上の研究は、多くの場合に刑事法学や刑事法典に含まれる「理論」の内容に関する考察にとどまっており、刑事法分野に関する研究・教育の方法、学問と実務との関係、学の担い手たる刑法家の姿、彼らの学問観といった当時の刑事法学や刑事実務のあり方については　つまり、この頃の刑事法学や刑事法典がいかなる知的環境の中に置かれているのかについては　実態が具体的に描き出されるには至っていない。そのため、理論史的・立法史的な先行研究の成果を、18世紀末から19世紀前半の歴史的文脈をふまえてさらに精密に理解することが、現状では困難なのである。

以上のような学界状況をふまえ、報告者は、刑事法学の「学問としてのあり方」の歴史という観点から、18世紀末～19世紀前半にかけてのドイツ刑事法学の実像を、当時における研究・教育の方法や学問の担い手の実像いかんという観点から実証的に描き出す試みを進めてきた。本研究も、その延長線上に位置するものである。

2. 研究の目的

上記の「研究開始当初の背景」の箇所述べたように、報告者は、18世紀末から19世紀前半のドイツにおける刑事法学の「学問としてのあり方」について、当時の教育研究活動の状況やその担い手の実像等について研究を進めてきた。

その結果、一方では当時のドイツ刑事法学の重要な特徴のひとつとして、いわゆる「補助学(Hilfswissenschaften)」と呼ばれる多

様な隣接諸学(哲学・医学・心理学・歴史学など)の知識を活用する学際性があげられ、他方でそれらの隣接諸学の知識が、単に理論的研究においてだけでなく当時の刑事実務においても重視されている、ということが明らかになった。

以上の点をふまえ、本研究は、18世紀末から19世紀前半の刑事法学と「補助学」との以上のような強い結びつきが、さらに同時代の大学における刑事法教育にどのように反映されているのかを、実証的に理解することを目的としている。

この目的を達成するために必要であるのは、まず刑事法学と「補助学」との関連について考えるための大前提として、18世紀末から19世紀前半のドイツの法学部における刑事法学の教育の実情を明らかにすることである。具体的には、当時、刑事法学に関する教育がいかなるかたちで行われていたのか、特に刑事法関連の科目の構成、授業の形態と内容、カリキュラム全体における刑事法系の科目の位置づけ、授業で使用された典型的なテキスト等について明らかにする。

そのうえで、当時の大学教育における刑事法学の教育に「補助学」はどのように影響を与えており、どのように取り入れられているのかについて、状況の把握を試みる。具体的には、「補助学」を構成する哲学、論理学、心理学、歴史学、医学等の素養が、当時の法学生の学びのプロセスの中で、どのような段階において、いかなるかたちで、どの程度まで獲得されるものであるのかを理解しなければならない。とりわけ本研究では、当時の刑事法学にとって最も重要な「補助学」であり、同時に刑事実務にとってもその有効性が認められつつあった(萌芽的な)精神医学・心理学と刑事法学の教育との関連性に注目する。

3. 研究の方法

18 世紀末から 19 世紀前半のドイツの大学における刑事法学の教育について、その実情を史料に即して具体的に明らかにすることが、本研究の核心である。それゆえ研究方法としては、関連する史料を収集し読解することが中心となる。なおかつ、それらの史料の多くは未公開あるいは未復刻であり、当時に公刊された原典も現在では希少となっている場合が少なくないため、現地の大学や図書館等に赴いて閲覧または複写（あるいはデジタルカメラでの撮影）を行わねばならない。ただし、当時の刑事法文献に限って言えば、ドイツのカイプ社からの膨大な復刻叢書（叢書名 Bibliothek des deutschen Strafrechts）をはじめとして、すでに多くの復刻版が公刊されており、入手は比較的容易であった。

2007 年度（平成 19 年度）の 4 月から 1 年間、報告者は、ドイツのゲッティンゲン大学での在外研究の許可を所属大学から得ており、本研究の実施についても、最初の年度はゲッティンゲンを拠点にドイツの諸大学にて史料を調査収集することを中心に研究活動を進めた。ドイツ刑事法史研究の第一人者であるゲッティンゲン大学のヴォルフガング・ゼラート教授から、報告者は在外研究の受け入れの許可を得ると共に、同教授のアドバイスを受つつ研究を行った。18 世紀および 19 世紀のドイツ諸大学の講義目録は本研究にとっての基本的史料であるが、ゲッティンゲン大学の図書館には、ドイツ国内外の諸大学の講義目録が幅広く所蔵されている。また狭義の刑事法関連の史料のみならず、本研究にとって重要な「補助学」にかかわる哲学、心理学、歴史学等についても史料が豊富に存在する。もちろん 18 世紀および 19 世紀の刑

事法学の文献も十分に所蔵されている。これらの史料を豊富に活用する機会を得て、報告者は、18 世紀末から 19 世紀前半の大学における刑事法学の教育のあり方を具体的に理解することができた。

しかしながら、必ずしもゲッティンゲン大学のみで必要な史料が確保できるわけではなく、ドイツの他大学にも出張して幅広く史料を収集する必要性が生じた。このドイツ各地での資料収集活動を、在外研究期間を生かして実現することも、研究計画の初年度の課題となった。具体的にゲッティンゲン大学以外に調査対象とした大学は、まずミュンヘン大学である。報告者は、以前より本大学のロターール・フィリップス教授（法哲学・刑事法学）の御教示を得ており、今回の調査に際しても同教授から研究上のアドバイスをいただいた。同じくミュンヘンにあるバイエルン州立図書館での調査も行った。さらに、フライブルク大学、マールブルク大学、ベルリン大学およびベルリンの国立図書館も訪問し、史料や関連の二次文献を調査収集した。

以上の初年度の調査活動によって、研究遂行に必要な資料の基本的部分は入手できた。ただし、次年度（2008 年度・平成 20 年度）に帰国後、資料を読み進めていく中で情報不足の点が新たに明らかになり、所属大学の夏期休暇および春期休暇に当たる時期に再びゲッティンゲン大学やミュンヘン大学を訪問し、不足分の資料を補充した。

4. 研究成果

(1) 成果の内容

本研究によって得られた成果の概要については、本報告書冒頭の「研究成果の概要」の部分で簡潔に述べている。その内容をさらに詳しく述べると、以下の通りである。

第一に、18世紀末から19世紀前半のドイツにおいて刑事法学が法学上の固有の専門分野として確立されていく中で、刑事法学が大学での講義科目としても確立され豊富化されていく過程を、当時の諸大学のカリキュラムを具体的にふまえて明らかにした。

そのためには、とりわけ講義目録の調査が重要となった。特に詳しく参照したのは、ゲッティンゲン大学、ベルリン大学、ハイデルベルク大学、ミュンヘン大学、ライプツィヒ大学、ギーゼン大学の講義目録である。その他に、ハレ大学やマールブルク大学等の講義目録についても検討を行っている。

また、講義目録によって得られる情報は、科目名と担当者、授業時間数が中心であり、授業の内容についてはごく簡単な説明があるにすぎないが、まったく言及のない場合も少なくない。そのため、授業の実態については同時代の他の史料によって補う必要がある。たとえば、大学に関する調査報告や大学・教育改革に関する文献、当時の学生向けの大学での学びの「マニュアル」的な出版物、あるいは刑事法文献の中に断片的に登場する大学教育への言及部分などから、丹念に情報を読み取る作業が不可欠であった（このことは、以下の二点についても同様である）。

第二に、刑事法学とこれに隣接する「補助学」との影響関係が当時の大学のカリキュラムの中にどのように見いだされるかという点について、特に精神医学および心理学と刑事法学との影響関係を中心に一定の解明を行うことができた。

具体的には、19世紀の刑事法上の重要問題である帰責論にかかわって、いわゆる行為者の「意思の自由」をいかに判断するかという法学および法実務上の課題を精神医学・心理学上の知見と結びつけて論ずる授業が、当時の法学部や医学部において実際に行われてい

る、ということ史料に依拠して明らかにした。

第三に、当時の法学教育における理論と実践との関わりを考える上で重要な演習形式の授業のあり方について、先行研究の成果をふまえつつ、そこに欠けていた刑事法分野の演習の発展という点についても一定の解明を行った。

具体的には、いわゆる「プラクティウム(Practicum)」という形態の授業に関する考察が中心となる。プラクティウムでは、事例を使った法の解釈・適用の訓練、あるいは訴訟手続きの訓練を、所見を書くことや口頭での演習も交えつつ行う。訴状や弁明書、判決案等の訴訟文書の作成も含む。18世紀末から19世紀初頭にかけては、講義目録をみる限り、プラクティウムには民事・刑事の区別は基本的に行われておらず、なおかつ多くの場合、演習の中で重点的に取り扱われたのは民事系分野の素材であったと思われる。しかし19世紀前半、「刑事プラクティウム」と呼ばれる刑事法系に特化した演習も登場するようになる。

なお、本研究の以上のような成果については、いわば中間報告として、第403回法制史学会近畿部会にて「19世紀ドイツにおける刑事法学の展開と大学教育 刑事法学および隣接分野（特に心理学・精神医学）の講義を中心に」（2008年10月 於・京都大学）をす

(2) 成果の位置づけと今後の展望

従来の日本およびドイツにおいて、ドイツ近代刑事法成立史の研究は、前出の「研究の背景」の部分で述べたように、主として理論史的・思想史的な手法によって進められてきた。ドイツ近代刑事法の基本的部分の成立する18世紀末から19世紀前半の時期において、

刑事法学の「学問としてのあり方」や刑事法（学）の「担い手の実像」がいかなるものであり、また同時代の刑事法学やその担い手のあり方が近代刑事法の成立にとっていかに作用しているのか、という観点からの研究は、わが国においては前例がほぼ皆無である。ドイツにおいても、法学の「学問としてのあり方の歴史」を考察する先行研究は限られており、なおかつ、その大半は私法学または法学一般を素材とするものであって、刑事法学（刑事法史）固有の議論を意識して書かれているとは言い難いのが現状である。

そのような内外の学界状況の中、本研究が近代ドイツの大学における刑事法学の教育の実情を具体的に描き出したことは、まずそれ自体として、いわゆる「法社会史」的な分野や法学教育・法曹養成の歴史といった分野の研究を、刑事法分野から深めるものである。

さらに本来の刑事法史研究のフィールドにおいて、本研究の意義はいっそう大きい。これまで国内外のドイツ近代刑事法史の研究において蓄積されてきた理論史・思想的な研究の成果は、18世紀末から19世紀前半の刑事法学の学問としてのあり方の特徴や同時代の刑事法学を取り巻く知的諸環境をふまえてこそ、いっそう精密に理解しうるものである。この意味において、本研究は現在のドイツ近代刑事法史に関する研究一般に寄与する。

従来の理論史的なアプローチによる近代ドイツ刑事法史研究に取り組んできたのは、主として刑事法学の分野の研究者である。これに対して本研究は、報告者の属する法史学分野からの研究であり、ドイツ近代刑事法に含まれる個々の理論の歴史的背景を明らかにし、理論史的研究と相互補完し合うものである。この点から言えば、本研究は法史学と刑事法学との間を架橋し、両者が今後それぞれの分野の特性を生かして共同しつつドイツ刑事法

史研究を発展させていくうえで、重要な役割を担っている。なお、18世紀後半以降のドイツ刑事法・刑事法学に関し、これまで日本の法史学分野からの先行研究がわずかであったことを考えれば、本研究の役割はいっそう重要である。

また本研究は、現在の日本の法学部および法科大学院の教育のより良いあり方を考える際にも、歴史的観点から一定の素材を提供しうるものであり、狭義の「研究」のみならず、教育改革や法曹養成に関する実践とも結びつくと見えよう。

以上は法学分野にとっての本研究の意義である。最後に、本研究は、社会史、大学史、教育史、科学史等の法学以外の分野とも関連が深く（医学史や心理学史とも、教育という接点に限ってはあがあるが若干の関連性がある）、今後、学際的なプロジェクト研究へと発展しうる可能性をもっている。

5．主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計 1 件）

高橋直人「19世紀ドイツにおける刑事法学の展開と大学教育——刑事法学および隣接分野（特に心理学・精神医学）の講義を中心に」（第403回法制史学会近畿部会 2008年10月 於・京都大学）

6．研究組織

(1)研究代表者

高橋直人 (TAKAHASHI NAOTO)
立命館大学・法学部・准教授
研究者番号：50368015

(2)研究分担者

(3)連携研究者